

令和元年12月18日

発 言 者	発 言 要 旨
関委員	ひきこもり支援について、ひきこもり地域支援センターが中心となつて、県単位でネットワーク構築の取組みを始めているということだが、一方で事業主体が市町村であることを考えた場合、市町村内でのネットワーク構築も不可欠と考えるがどうか。
障がい福祉課長	県内4ブロックで研修会を実施しており、連携強化の場となっている。加えて、「ひきこもり者等支援関係機関・団体等一覧」という冊子を作っており、各団体がどのような支援を実施しているかを詳細に記載し、提供している。この冊子は、ケース検討でどの機関に協力を求めれば良いかを考える材料になっていると聞く。地域のネットワークは、既に子育て推進部で実施しており、それに「巣立ち」が参加している現状があることから、改めてネットワークを構築するのではなく、既存のネットワークを強化していきたい。
関委員	ひきこもり支援について、様々質問し、様々な担当部局から答弁があったが、そもそもひきこもり支援の統一的な方向性を示すような部局が必要と考えるし、その役割が、ひきこもり地域支援センターである「巣立ち」にあるものとする。ひきこもり全体の現状分析、施策の取組みの目標についてどう考えるのか。
障がい福祉課長	ひきこもりの実態調査は、子育て推進部で実施しているが、相談件数の把握は、それぞれの機関で実施している。県関係機関の相談件数であれば、各部局での相談件数を積み上げることで、全体の相談件数を集計することは可能である。一方、民間の支援機関の場合は、相談件数の報告について協力してもらえない機関のみの件数しか把握できないことや重複も相当含まれてくると予想され、全体の相談件数は正確性には乏しくなるものとする。また、ひきこもっている本人が支援を望んでいて、その方に適した支援を受け、元気になっていただくという目標に向かってネットワークを強化しながら取り組んでいきたい。
関委員	本県は、全国に先駆けてひきこもり地域支援センターである「巣立ち」を開設したが、より望ましい支援のあり方について再構築してほしい。
阿部委員	山形県男女共同参画センター条例の改正について、当該センターの開館時間の延長に至った経緯は何か。
若者活躍・男女共同参画課長	令和2年2月に開館する県立図書館の開館時間が延長されることに伴い、併設する当該センターも開館時間を延長することで利用者の利便性向上に寄与するものとの考えである。
阿部委員	利用者がいない場合は、開館時間は延長されず、従来通りの開館時間ということだが、この考え方はどうか。
若者活躍・男女共同参画課長	利用者がいない場合とは、男女共同参画センターでは一部貸し出しもしているため、貸し出す予定が無い場合を指す。

発 言 者	発 言 要 旨
阿部委員	10月に開催された「ウーマノミクスで経済活性化塾」の開催の目的は何か。
若者活躍・男女共同参画課長	女性の活躍を進めることにより社会や経済の活性化につなげる「ウーマノミクス」の取組みを加速させ、経営戦略として女性活躍を進める意義や実践のヒントを学ぶ機会の提供を目的に、今年度初めて開催したものである。全3回開催しており、参加者は、シンポジウム110人、第1回連続講座は23人、第2回連続講座は38人であった。
阿部委員	女性の中には、家事や育児の兼ね合いから管理職への登用を断るケースもあると聞く。したがって、女性の管理職の割合向上には、女性の管理職に対する意識醸成も必要と考えるがどうか。
若者活躍・男女共同参画課長	女性の管理職の割合向上には、経営者層の理解、職場環境づくり、女性の意欲醸成が重要であると考えことから、この度の活性化塾には、企業で働く人にも参加いただき、連続講座でのワークショップを通して、意欲の向上につながったのではないかと考えている。引き続き、女性の意欲向上に向けた取組みを行いたい。
阿部委員	今後もこのような塾を開催する予定なのか。
若者活躍・男女共同参画課長	来年度も開催する方向で検討している。
阿部委員	本県におけるAYA世代（15～39歳）のがんの罹患状況はどうか。
健康づくり推進課長	国立がん研究センターと国立成育医療研究センターが10月に公表した報告書では、全国のAYA世代のがん患者数は約57,000人で、うち女性が77.8%を占めている。また、本県の場合は、620人で、うち女性が80.3%である。
阿部委員	女性の割合が高いが、その要因は何か。
健康づくり推進課長	AYA世代の女性のがんに占める子宮頸がんや乳がんの割合は約7割と高くなっている。
阿部委員	本県におけるがん検診の受診率はどうか。
健康づくり推進課長	平成28年の国民生活基礎調査による受診率では、乳がん検診は全国3位、胃がん、大腸がん、子宮頸がん検診は全国1位である。
阿部委員	検診率の向上ががんの早期発見につながった事例を把握し、周知することで更なる検診率の向上につなげていくことが重要と考えるが、今後の取組方針はどうか。
健康づくり推進課長	がん検診率の向上を目指し、様々なイベント等で広報啓発を実施している。その他、特に乳がんや子宮頸がんは注力しており、休日検診の実施に係る補助も行っている。また、乳がんは自己検診ができるため、セ

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ルフチェックシートを市町村を通して配布している。なお、来年度の予算要求で、乳がんにより乳房を切除した方を対象とした乳房補整具の補助を検討している。</p>
阿部委員	<p>乳房補整具は高額か。</p>
健康づくり推進課長	<p>1～2万円台の物の購入が多く、助成上限額1万円を予定している。</p>
阿部委員	<p>今年3月に山形県アルコール健康障害対策推進計画が策定されたが、その経緯は何か。</p>
健康福祉企画課長	<p>アルコールに関する多くの社会的な問題を背景として、国は、平成25年に「アルコール健康障害対策基本法」を制定し、28年に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定した。この計画では、32（令和2）年度までに全都道府県で計画を策定することを目標としていることを踏まえ、本県の計画を策定したものの。</p>
阿部委員	<p>山形県アルコール健康障害対策推進計画の県民に対する周知の状況はどうか。</p>
健康福祉企画課長	<p>この計画は、令和元年度から5年度までの5年計画で、発生の予防、進行の抑制、再発の防止を基本方針としている。重点課題として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防することやアルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備することを挙げている。こうしたことを県のホームページ、市町村、関係機関を通じて周知している。今後は、関係部局で進捗状況を取りまとめていく予定である。</p>
阿部委員	<p>アルコール健康障害対策基本法により、毎年11月10日から11月16日までは「アルコール関連問題啓発週間」と定められているが、何かイベント等は実施したのか。</p>
障がい福祉課長	<p>11月に『依存症を正しく知ろう県民フォーラム2019～生きづらさから自由になるために～』と題したイベントを開催している。</p>
阿部委員	<p>本県のアルコール依存症に対応した専門医療機関の状況はどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>国は、県で専門医療機関を選定するよう求めている。今年度中に要項を公表し、医療機関から申請を受け付け、決定した後に当該医療機関について公表したい。</p>
阿部委員	<p>目標として10機関を掲げているが、見込みはどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>専門医療機関の選定条件として、精神科の専門医が常勤していること、入院による治療ができること、依存症について国の専門的な研修を終了した医師や医療従事者の配置等があり、これを満たすのは現時点で4機</p>

発 言 者	発 言 要 旨
田澤委員	<p>関である。</p> <p>公の施設の管理手法に指定管理者制度ができ、県立の福祉施設など、多くの県立施設に指定管理者が指定されている。しかし、同様な種別の施設でも管理者により管理費用に大きな差があるなど、管理先によっては職員の待遇面に影響が出ていないか懸念するところである。このたび、県立救護施設が移譲されることが報告されたが、生活保護という事情もあり、そのような施設を民間に任せても良いのか疑問もある。県立の福祉施設を指定管理者に任せる上での基準等はあるのか。</p>
障がい福祉課長	<p>障がい者施設の場合、かつて障害者福祉サービスの利用は、行政の措置決定で施設に入所していた。しかし、平成 15 年度から利用者が自由に施設や事業者を選び、施設や事業者と契約を交わす形で入所先を決定する支援費制度が導入された。これに伴い施設のあり方も変わり、指定管理制度の導入や民間に移譲されることが増え自主運営という流れに変わった。県立施設も民間への移譲が進み、障害福祉サービス報酬の中で運用されている。全国的に見ても、県立施設はほぼ民間に移譲されている。</p>
田澤委員	<p>約 10 年前にひきこもりや就労支援の相談を受け、地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という。）を紹介したが、その当事者は色々な機関をたらい回しにされ最終的には何の結果も得られなかったという事例がある。ひきこもりの相談対応業務の現状はどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>ひきこもり相談は、自立支援センター「巣立ち」が一次相談窓口となる。相談を受けた場合、本人が拒否しない限りは面談を行い、相談者が何を望むのか聞き取りを行っている。そして、本人の了解を得た上で、より適切と思われる相談先について紹介している。また、相談先にも受入れ可能か聞いている。</p>
田澤委員	<p>その当時、紹介したサポステの職員のほとんどは嘱託職員だった。嘱託職員は、専門的な知識を持ち合わせており良いのだが、一方で権限が限られており、できることが限られている。サポステは商工労働部所管ではあるが、国は、厚生労働省でひきこもり支援施策の方向性と地域共生社会の実現に向けた取組みを打ち出している。本県の所管の問題でサポステは商工労働部が担当していることは認識しているが、嘱託職員の権限はどれくらいあるのか。</p>
障がい福祉課長	<p>サポステに限らず、ひきこもり関連事業は国からの補助金を利用して事業実施しているが、国の補助金は正職員に充てることができないため、職員を配置する場合は嘱託職員を配置せざるを得ないという構造的な問題がある。「巣立ち」の場合は、医師や臨床心理士等の専門職員が潤沢にいるため、事務的なところは嘱託職員が担っている。</p>
田澤委員	<p>ひきこもりの方が自分から進んで相談に行くということは無いが、その中でも希望を持って相談に行ったにも関わらず、多数の機関をたらい回しにされ結論が出ず、さらに塞ぎ込んでしまう事例もある。就職氷河期世代のひきこもりが問題になっている中で、行政の縦割りを省いて、相談の敷居を低くし、さらにはひきこもりの方に直接出向いて解決する</p>

発 言 者	発 言 要 旨
障がい福祉課長	<p>ことがこれからの大きな課題であると考えている。国では、サポステの取組強化の新規事業として、福祉機関等へのアウトリーチ型支援サポステを全都道府県をカバーするとあるが、今後の県の対応はどうか。</p> <p>一つの問題点として、適切ではないところに相談をつないでしまうということが挙げられる。例えば、サポステは働く一歩手前の状態では適切な支援が受けられるが、さらにその前の段階では、子育て推進部が実施している事業が適切だと思われる。こうしたことを踏まえて、しっかりと適切な支援に繋がられるようにしたい。また、「巣立ち」は一次相談窓口だが、「巣立ち」に限らずあらゆるところで相談は受け付けており、そこが適切に繋がらないとたらい回しにしてしまう恐れもあるため、「巣立ち」の連携管理の中で情報共有をしていきたい。</p>
田澤委員	<p>本県の場合、ひきこもり対策は縦割りである。例えば、当委員会で視察した佐賀県のNPOのように、国・県・市町村の事業を一手に引き受ける手法もある。今後の対応について、どのように考えるか。</p>
健康福祉部長	<p>ひきこもりは、人それぞれに状況が違い一人ひとりに合わせた対応が必要であることから、様々ある施策の中で、その方に一番適切な施策を講じることが重要であると考えている。そのため、施策の洗い出しを行い、体系化し、ワンストップで相談いただき、最も適した施策を提供できるよう連携体制を構築していきたい。今回の議論を契機とし今後整理していきたい。</p>
田澤委員	<p>児童相談所における児童福祉司の任用状況はどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>県内では現在、山形市にある中央児童相談所と鶴岡市にある庄内児童相談所の2か所で合計29人の児童福祉司を配置している。現在は、福祉・心理職という区分で募集しているが、中には、行政職で入庁した職員が経験を積み児童福祉司になっている場合もある。</p>
田澤委員	<p>国が昨年12月に策定した児童虐待防止対策体制総合強化プラン（以下、「新プラン」という。）では、令和4年度までに児童福祉司を約2,000人増員する目標を示したが、人口比率で割ると本県は約20人の増員が必要になると考えられるが、現在の体制整備の状況はどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>児童福祉司や児童心理司の配置は、新プランを踏まえた児童福祉法施行令の配置基準を標準として各都道府県が定めることになっている。本県では、この基準に沿って、計画的に専門職員の配置を進め、増加する児童虐待に対応していきたい。</p>
田澤委員	<p>最高で何人くらいの増員を見込んでいるのか。</p>
子ども家庭課長	<p>増員数は現在調整中である。</p>
田澤委員	<p>児童福祉司の1か月あたりの時間外労働時間数の状況はどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>児童相談所全体で、今年度の4月から10月までは、1か月あたり20時</p>

発 言 者	発 言 要 旨
田澤委員	間弱である。 児童福祉司の休暇取得状況はどうか。
子ども家庭課長	児童相談所全体の今年度の9月までの休暇取得状況は、年次有給休暇と7月から9月までに取得できる夏季休暇を含めると、約10日である。
田澤委員	児童福祉司の業務は、経験を積むことが重要と考えるが、行政職から児童福祉司になった場合、在職年数はどれくらいか。
子ども家庭課長	行政職であれば、おおよそ3年ぐらいで異動することになる。一方、福祉・心理職の場合は、基本的には児童相談所の中で異動するケースが多い。なお、児童福祉司は、平成28年度と比べて8人増えており、今後も新プランに基づき増員していくとともに、若手職員の専門性の向上に向け、上司やチームのサポート体制を構築しながら専門性の向上に努めたい。
田澤委員	令和2年4月に施行される児童虐待の防止等に関する法律の一部改正では、都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとされている。本県の場合、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けるだけの職員はいるのか。
子ども家庭課長	中央児童相談所では、介入的対応は児童緊急対策課が、保護者支援は地域指導課が担っており、既に分離して対応している。一方、庄内児童相談所は、現在のところ分離されてはいないが、新プランに基づく児童福祉司の増員により、施行日の令和2年4月から分離して対応したい。
田澤委員	「裸足で歩ける庄内海岸」に向けた取組みの進捗状況はどうか。
廃棄物対策主幹	海岸漂着物に関しては、「山形県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し取り組んでいる。長期目標として掲げる「裸足で歩ける庄内海岸」については、実現には至っていないが、短期目標として掲げる、春と秋の目視による海岸清潔度調査における清潔度の向上については、年々よくなっている。 なお、現在の地域計画について、来年度、社会情勢の変化や目標の進捗など様々な状況を踏まえ見直す予定である。
田澤委員	環境教育の取組状況はどうか。
環境企画課長	環境教育については、環境企画課が総括を担当し、個々の課題、例えば、森林環境教育はみどり自然課、海ごみやスロごみ大会は循環型社会推進課など、各課が担当している。 村山市にある環境科学研究センターを環境教育の拠点施設として位置づけ、相談窓口の開設や環境教室といった学習機会の提供を行っている。 具体的には、職員自ら、または専門的な知識をもった環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員などが講師となり、地球温暖化防止や生物多様性などをテーマに環境学習の手引きとして整備した環境学習プロ

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>グラムも活用しながら、センター内はもちろんのこと、市町村教育委員会や放課後児童クラブなどへ出向くなどして環境教室を開催しているところである。</p>
田澤委員	<p>川のごみは、どこかで引っ掛からないとそのまま海に流れてしまう。川ごみの抑制策はどうか。</p>
廃棄物対策主幹	<p>海岸漂着物の7割は内陸部から川を伝って流れたものと言われている。</p> <p>内陸におけるごみの削減対策として、5月と10月に不法投棄の集中パトロールを実施するとともに、市町村などと協力して不法投棄の原状回復に取り組んでいる。さらに、河川等ではボランティア団体等による河川愛護活動も展開されている。</p> <p>また、委員からも指摘のあったとおり、環境教育、発生抑制対策も大事であると考えている。海岸漂着物に関する出前講座、内陸でのスポGOMI大会などを組み合わせながら、発生抑制につなげていきたい。</p>
小松副委員長	<p>当委員会でも多くの議論を重ねてきたひきこもり支援について、委員からは現在複数部局に所管が分かれているものを一つの部局に任せるべきではないかという提言が大勢を占める中で、当局からは部局間の連携強化や団体同士のネットワークを強化することで対応するとのことだった。</p> <p>現地調査を行った佐賀県のNPOでは、アウトリーチを積極的に行っており、当事者と多く関わっていた。そして、その関わりが当事者の意識に変化をもたらし、ひきこもり状態から抜け出したいと思わせていた。大きな力がアウトリーチにはあると感じたが、県では、今の仕組みの中でそのような当事者の意識の変化をどこでもたらそうとしているのか。</p>
障がい福祉課長	<p>ひきこもりの相談は、本人からの相談はほとんどなく家族からの相談が多い。本人を働かせたいとか、ひきこもりを辞めさせたいという家族の意思ではあるが、精神保健福祉センターでは、本人の人権やプライバシーを重んじて丁寧に対応している。家族だけでなく本人も同様な意思なのかという部分の確認をしっかり行っていることもあり、一部の民間支援機関からは、歯痒さやまどろっこしいとの印象を与えてしまっていると感じる。</p> <p>アウトリーチについては、今後全ての市町村の自立支援機関で実施していくと謳われているため、今ある資源を活用しながら体制づくりに努めたい。</p>
小松副委員長	<p>若い世代もマイクロプラスチック問題に関心を持っている。県内におけるプラスチックごみの増減、不法投棄の状況はどうか。</p>
廃棄物対策主幹	<p>プラスチックごみは、大きく二つのルートで処理されている。一つ目として、家庭から出るものは、一般廃棄物として市町村のルールに従って処理されている。二つ目として、事業活動に伴うものは、産業廃棄物として民間の処理施設等で焼却や埋立てされたり、リサイクルされている。</p> <p>不法投棄やポイ捨てなど適正な処理ルートから外れたものが海洋ごみ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>小松副委員長</p> <p>廃棄物対策主幹</p> <p>小松副委員長</p> <p>廃棄物対策主幹</p>	<p>となり、マイクロプラスチック問題を引き起こしていると思われる。対策としては、不法投棄やポイ捨てをしないという啓発が重要と考えている。</p> <p>不法投棄の量は把握できていないが、不法投棄の箇所数は年々減っているところである。</p> <p>リサイクルポートである酒田港から輸出されているプラスチックごみはあるのか。</p> <p>詳細な量は把握してしないが、輸出されていると聞いている。なお、輸出は、東北地方環境事務所において対応している。</p> <p>県としてプラスチックごみ対策にしっかり取り組むことが、若い世代に対する環境教育にもつながると考えるがどうか。</p> <p>政府において策定した「プラスチック資源循環戦略」なども踏まえながら、対応していきたい。</p>
<p>【請願 8 号の審査】</p>	
<p>小松副委員長</p> <p>健康福祉企画課長</p> <p>小松副委員長</p>	<p>柔道整復師養成学校の実情はどうか。</p> <p>全国の柔道整復師養成学校数は、平成10年の14校に対し、30年は103校である。なお、この103校は全て民間立である。また、全国の柔道整復師の国家試験合格者数は、10年の1,041人に対し、30年は4,053人である。東北の柔道整復師養成学校数は、10年の2校に対し、30年は8校設置されている。県内の柔道整復師数は、10年の333人に対し、30年は452人である。施術所数は、10年の295か所に対し、30年は360か所である。</p> <p>県民の要望に答えられない状況には無いと思う。提出者が何をもって不足しているのかをもう少し詳しく調査すべきと考えるため、継続審査としてはどうか。</p>
<p>【請願 9 号の審査】</p>	
<p>原田委員</p> <p>遠藤(和)委員</p> <p>長寿社会政策課長</p> <p>遠藤(和)委員</p>	<p>本県における介護人材の不足の状況は深刻であると考えている。これを解消するためには、請願が求める全国一律の最低賃金の設定は妥当であると考えている。</p> <p>介護報酬の上昇の幅が少ないのかという疑問があるが、介護報酬の状況はどうか。</p> <p>国でも介護報酬の強化を行っており、平成21年からは、職員の給与引き上げに充てる処遇改善加算を行っており、29年度までに合計で5万8千円の改善があった。それに加えて、今年の10月からは消費税増税分を財源として特定処遇改善加算が行われている。</p> <p>介護報酬が上昇傾向であることを認識した。特定最低賃金制度よりも</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>関委員</p> <p>原田委員</p> <p>長寿社会政策課長</p> <p>原田委員</p> <p>小松副委員長</p>	<p>介護報酬の上昇が望ましいと考える。今後も調査検討が必要と考えるため、継続審査としてはどうか。</p> <p>処遇改善加算については、まだ十分な嵩上げができていないと考える。介護労働安定センターの調査では、仕事の内容の割に賃金が低いと回答した人が約4割にもものぼることから、採択すべきと考える。</p> <p>今年10月からの特定処遇改善加算は、本県の事業所では、当該加算に該当する事業所も多数あるものと考えられるが、県の見通しはどうか。</p> <p>現時点で、本県で特定処遇改善加算を取得している事業所は約半数である。</p> <p>約半数は特定処遇改善加算を取得できないのであれば、給与の上昇を加算のみで対応することは無理がある。願意妥当であり採択すべきと考える。</p> <p>最低賃金審議会の中では、介護職員の賃金が上昇傾向という理由から諮問対象外とされた経緯がある。さらに、国では今、介護職員の賃金を上昇させるための施策が講じられていることから、実際の賃金上昇に繋がるのか見守る必要もあるため、継続審査としてはどうか。</p>
<p>【請願10号の審査】</p>	
<p>原田委員</p> <p>関委員</p> <p>遠藤（和）委員</p> <p>地域医療対策課長</p> <p>遠藤（和）委員</p>	<p>看護師不足は深刻な状況であると認識している。これ以上看護師の給料が下がると働くモチベーションが低下し、生命が守られなくなってしまうと危惧している。願意妥当として採択すべきである。</p> <p>看護師の場合、非常に厳しい労働条件を強いられており、ある調査では、健康不安を持っている人が7割、妊娠している方のうち切迫流産に至ってしまった方が1割にもものぼるという結果もある。</p> <p>看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約では、看護職員を引き留めるためにも給与水準を設定すべきとされており、その例として、学校の教職員の給与水準も例として挙げられている。そのことから願意妥当として採択すべきである。</p> <p>本県の看護師への対応として、「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」を策定しているが、その内容はどうか。</p> <p>当プログラムでは、学生の確保定着、離職防止等について取り組んでいるが、中でも離職防止については、様々な取り組みを行っている。給与水準の低さが離職の要因として挙げられることもあると認識しており、看護師確保に向けては、この点も課題の一つと認識している。そのため、看護師の勤務環境の改善に向けて取り組みを進めている。</p> <p>看護師には、総合病院で働く人もいれば、個人病院で働く人もいる。また、看護師との雇用関係について、医師や経営者等と幅広く意見を聞いた上で判断すべきと考える。そのため、今後も調査検討の必要がある</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	と考えるため継続審査とすべきである。